

# 4月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和3年4月22日(木)
開催日時	午後3時00分
開催場所	別館3階 大会議室
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 職務代理者 岡部 博昭 委員 永山 眞江 委員 諫本 憲司 委員 古田 嘉寿美 委員 奥平 和子
出席参与	教育次長 河野 徹 教育総務課長 塚原 美保 学校教育課長 西胤 英明 社会教育課長 園田恭一郎 文化財保護課長 吉田 博嗣 博物館長 行時 志郎 咸宜園教育研究センター長 華藤 善紹 淡窓図書館長 穴井 健生 兼 世界遺産推進室長 人権・部落差別解消教育課長 梶原 英幸 学校給食課長 羽田 康浩
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 渡辺 寛幸
附議議案	議案第23号 日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱について 議案第24号 日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針の一部改正について 議案第25号 日田市学校運営協議会委員の任命について 議案第26号 令和3年度日田市特別支援連携協議会委員の委嘱について 議案第27号 日田市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱について 議案第28号 日田市文化財保護条例施行規則の一部改正について 報告第11号 令和3年3月期寄附採納について 報告第12号 新型コロナウイルスワクチン接種会場について 報告第13号 日田市人権学習共通教材「部落差別問題学習」の改訂について

教 育 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから4月の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>前回議事録の確認でございますが、3月定例教育委員会の議事録について、変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>御了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長の報告事項ですけれども、一般報告につきましても、お手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第23号について説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>それでは議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第23号 日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱についてでございます。</p> <p>本案は、委員の任期満了に伴い、日田市奨学資金に関する条例第5条及び日田市奨学資金に関する条例施行規則第2条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものでございます。</p> <p>委嘱をお願いする委員につきましては、1ページの表に記載のとおり、教育長と教育委員の皆様をはじめ、10名の方々でございます。</p> <p>このうち、9番の日田高等学校校長 江藤様のみが新任でございます。その他の9名の方は再任でございます。</p> <p>任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>2ページには、選任前の委員の名簿を、3ページには根拠となる例規を抜粋して記載しております。</p> <p>議案第23号については以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第23号についてでございますけれども、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>それでは議案第23号については原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第23号 日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第24号について説明をお願いします。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>議案第24号 日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針の一部改正についてでございます。議案集4ページから11</p>

ページとなりますが、初めに10ページをお願いします。

改正の理由についてでございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正並びに学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるものでございます。

主な改正内容につきましては、3に示してあります(1)から(3)の3点となります。

まず初めに、名称の変更でございます。これまでの方針から上限について加えた内容が示されておりますので「等」という言葉を付け加えております。

2つ目、趣旨の整理についてでございます。教育職員の長時間勤務の現状を改善し、「教職員の心身の健康及び福祉の確保」を図るとともに、質の高い学校教育の教育水準の維持向上により児童生徒の成長を支えることを目指し、取組を進めていること、また、関係法令の一部改正に伴う学校における働き方改革を推進すること、という内容を明記しております。

今回、1番の大きな追加内容に示しておりますのが、(3)の長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制の適用を可能とする内容の追加でございます。

11ページをご覧ください。この1年単位の変形労働時間制についてでございますが、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資する、また、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより、意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図ることを目的として、年間を通した在校等時間の多寡が生じることが見込まれることを踏まえ、業務の繁閑に応じて、勤務時間を配分することを認める制度でございます。

それでは、5ページにお戻りください。具体的な方針を5ページ以降に示しておりますが、まず初めに、先ほど申し上げましたように、日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限「等」という言葉を追記しております。

それから、第1の趣旨では、第2段落と第3段落に先ほどの趣旨を明記しております。

それでは7ページをご覧ください。今回の1番大きな変更点を7ページ以降に示しております。長期休業期間中における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制でございます。

最後に、9ページをご覧ください。附則のところでございますが、この方針は、令和2年4月1日から適用、ただし、長期休業期間中における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制につい

<p>教 育 長</p>	<p>ては、令和3年4月1日から適用することとしております。</p> <p>議案第24号についての説明でございました。</p> <p>日田市学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針というのが今まで定められていたということですが、その一部を改正するという内容でございます。</p> <p>内容がいろいろ多岐にわたりますが、これについて御質疑をお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>諫 本 委 員</p>	<p>この長期休業期間というのは主に夏休みとか、そういうものを指しているのだろーと思っておりますけれども、そういうところに集中して休みは取れて、その代わりに、できるところで働いてもらうとかいろんなことが含まれていると思っておりますが、これまで夏休みはどのようにされていたんですか。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>今回の改定の趣旨に則れば、学校閉庁日をお盆前後に3日間ほど設けております。</p> <p>この閉庁日の期間に、これまでは夏期特別休暇等を当てていたものを、今回の規定によって、例えば1学期の5月、6月で、勤務時間を延長したことをもって、そこにまとめ取りを持っていくという形に変わってまいります。これまでは、規定の休暇を使ってそこに合わせていたということになります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>他にございませんでしょうか。なかなか分かりにくいところもあるかと思っております。</p>
<p>永 山 委 員</p>	<p>少し私が読み取れてないですが、「超勤4項目」というのは、具体的に何を指すのか教えてください。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>職員会議や生徒指導等に関する事、修学旅行等の宿泊を伴う行事等となっております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>時間外が教職員に認められているのは、4項目ということで、職員会議が少し長くなって、今から職員会議を校長が引き続き行いますということとか、災害が発生したときの勤務を命ずること。それと修学旅行のような旅行的行事、それから研修も同じく宿泊を伴うものだったんじゃないかなと。部活は入っていません。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>まとめますと、職員会議に関する業務、非常災害や生徒指導等に関する業務、校外実習に関する業務や修学旅行等の学校行事に関する業務、この4点と捉えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>超過勤務を命ずることができるのは、教職員の場合、この4項目というふうに定められているんですね。部活は入っていない。</p> <p>1年単位の変形労働時間ということで、新たなキーワードとして、これを説明すると長くなると思うんですけど、なかなかわかりにくいと思いますので、簡潔に説明していただけますか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>教職員の勤務時間は週40時間ということになっています。それを年間で労働時間が計算されるわけですが、今まででありますと、一律に週40時間という勤務時間で勤務しておりました。</p> <p>ところが、教職員の事務については、例えば年度初めであるとか、年度末の事務処理の場合とか、そういったときに繁忙期を迎えて、どうしても労働時間に対し、時間外勤務というのが長くなります。</p> <p>固定した週40時間という考え方を是正して、忙しい時期には少し勤務時間は長くして、その分、夏季休業等を時間的に弾力的に運用できるときに休みを集中して、元来教員がなかなかまとまった休みがとれないという状況がこれまでありましたので、そういった休日を保障することによって、週休日である土日に、連続して休むような勤務条件を整備したというふうに認識しております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>いずれにしても、教職員の働き方改革、要するに超過勤務の縮減を目指すという中での方針の一部改正というふうに御理解いただければということによろしいでしょうか。</p> <p>それでは議案第24号については原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第24号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第25号について説明をお願いいたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>議案第25号 日田市学校運営協議会委員の任命についてでございます。議案集12ページと13ページ、委員の名簿は、別冊1でございます。</p> <p>学校運営協議会につきましては、本市では平成30年度に三芳小学校、津江小中学校、大山小中学校の5校に設置したのをはじめとして、令和元年度に、桂林小学校、日隈小学校、光岡小学校、大明小中学校の5校、令和2年度に残りの20校全てに設置し、市内全小・中学校30校にコミュニティースクールの導入が完了しております。</p>

それに伴い、今回は、日田市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、各小中学校長から推薦のあった学校運営協議会委員の任命について議決をお願いするものでございます。

学校運営協議会は、学校運営及び当該運営の必要な支援に関して協議する機関として、日田市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに協働を促進することにより、学校、保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。

この目的を達成するため、設置についての規定が第3条に定められております。

また、学校の基本的な方針についての承認を得ることとなっておりますことから、できる限り幅広い分野から学校長が推薦し、教育委員会が任命することとなっております。

別冊1が各学校長から推薦のあった運営協議会委員の名簿でございます。1ページをご覧ください。それぞれ区分と、備考には役職名等を記入しております。

規則の第3条第1項に基づき、津江小中学校と大山小中学校、大明小中学校にはそれぞれ一つの協議会を置くものでございます。

協議会の委員は、一つの対象学校当たり15名以内としておりますことから、少ないところでは、推薦名簿の18ページにありますように、いつま小学校の10名、それから、多いところでは15ページ、津江小中学校の26名となっており、規則第8条の(1)から(7)までの立場の方が推薦されており、全体では392名となっております。

なお、名簿に網掛けをしております方につきましては、令和2年度をもって退任される方であり、例えば1ページ、咸宜小学校の10番においては、学識経験者として渡邊良枝氏が退任され、新たに、黒木久美江氏が新任として推薦されていることを示しております。

また、392名のうち、1ページ、咸宜小学校の1番2番に示しております、育友会関係者2名を初めとした23協議会57名については、4月末までに役職指定で選任される予定で、4ページ、若宮小学校の4番と15ページ、津江小中学校の15番の2名は、5月末までに役職指定で選任される予定となっておりますことから、これら59名につきましては、推薦され次第、直近の教育委員会にて報告させていただきます。

なお、任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。以上でございます。

教 育 長	議案第 2 5 号は日田市学校運営協議会委員の任命についてでございます。これについて何か御質疑はございませんでしょうか。
諫 本 委 員	1 1 ページの網かけが間違っているのではないのでしょうか。
学 校 教 育 課 長	訂正をお願いします。委員名簿の 1 1 ページ、1 1 番の今井美保さんにつきましては、退任となります。そして、1 2 番の野田高己氏が再任となります。
教 育 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>なければ議案第 2 5 号については、原案の通り可決してもよろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第 2 5 号は原案の通り可決されました。</p> <p>それでは続きまして議案第 2 6 号について説明をお願いいたします。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>議案第 2 6 号 令和 3 年度日田市特別支援連携協議会委員の委嘱についてでございます。</p> <p>本案は委員の任期満了に伴い、日田市特別支援連携協議会設置要綱第 3 条 2 項に基づき、任命するものでございます。</p> <p>議案集は 1 4 ページから 1 7 ページになりますが、初めに 1 7 ページをお願いいたします。</p> <p>第 1 条に設置目的がございます。この協議会は学習障がい、注意欠陥、多動性障がい及び高機能自閉症等を含めた障がいのある乳幼児・児童生徒に対する教育支援体制の整備を図るとともに、支援の充実に向けた協議を行うことを目的としているものでございます。</p> <p>1 3 名の委員で構成しており、医療、保健、福祉、教育のそれぞれの区分から委員を推薦、任命するものでございます。</p> <p>1 6 ページにありますように令和 2 年度はご覧のような 1 3 名の委員が任命されており、網掛けで示しております 6 名につきましては、令和 2 年度末をもって退任予定の方でございます。</p> <p>1 4 ページをご覧ください。委員の任期が、設置要綱第 4 条第 1 項にございますように 1 年でございますので、今回新任の方を 6 名、再任の方を 7 名、合わせて 1 3 名の委員の委嘱をお願いするものでございます。以上でございます。</p>
教 育 長	議案第 2 6 号 令和 3 年度日田市特別支援連携協議会委員の委嘱についてでございます。これについて何か御質疑ございませんでしょうか。なければ議案第 2 6 号については原案の通り可決してもよろしい

<p>学校 教育 課 長</p>	<p>でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第26号は原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして議案第27号について説明をお願いします。</p> <p>議案第27号 日田市心身障害児適正就学指導委員の委嘱についてでございます。</p> <p>議案集18ページから21ページとなりますが、初めに、21ページをお願いいたします。</p> <p>本案は、委員の任期満了に伴い、日田市心身障害児適正就学指導委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、委員を委嘱するものでございます。</p> <p>第1条に設置目的がございますが、この委員会は、心身に障害を有する就学児及び児童生徒が、その能力、特性に応じた適正な教育を受けられるようにすることを目的に、障害の種別や、程度の的確な判断と就学指導を行うものでございます。</p> <p>20ページにありますように、令和2年度末においては、ご覧のような14名の委員が任命されており、網掛けで示しております6名につきましては、令和2年度末をもって退任予定の方でございます。</p> <p>18ページをご覧ください。名簿にありますとおり、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年の任期でお願いする新任3名及び再任の8名、前任者の残任期間となります令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年の任期でお願いする新任3名、合計14名の委員の委嘱をお願いするものでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第27号 日田市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱についてでございます。これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>なければ、議案第27号については原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第27号は原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして議案第28号について説明をお願いします。</p>
<p>文化財保護課長</p>	<p>議案第28号 日田市文化財保護条例施行規則の一部改正について御説明させていただきます。</p> <p>議案集は22ページからでございますが、初めに29ページの議案の概要をお願いいたします。</p> <p>まず、改正の理由につきまして、本市では、これまでも市民等からの申請書などに伴う行政手続の簡略化を目指した押印廃止の取組を随時進めてきたところでございますが、1に記載しておりますとおり、</p>



<p>教 育 長</p>	<p>令和3年4月1日に施行されました大分県文化財保護条例施行規則の一部改正により、様式の押印が廃止されたことに伴い、日田市文化財保護条例施行規則につきましても、一部改正を行い、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>改正の内容は2に記載のとおり、規則に定める様式第1号から様式第17号までの計14件の申請書等の様式についてでございますが、ここで議案集の最初の22ページにお戻りください。</p> <p>22ページから28ページまで、改正する様式の該当箇所を掲示しておりますが、各様式の左は改正後のもの、右は改正前となっております。</p> <p>いずれも押印義務を示す表記であります㊟を様式に定めておりましたが、これを削除するものでございます。</p> <p>なお、議案第28号に係る規則改正の施行日につきましては、公布の日をもって施行することとなっております。説明は以上でございます。</p> <p>議案第28号 日田市文化財保護条例施行規則の一部改正についてということでございますけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>押印の義務付けを廃止することについて所要の措置を講ずるということですが、</p> <p>それでは議案第28号については原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第28号については原案の通り可決されました。</p> <p>議案は以上でございます。続きまして報告事項について説明をお願いいたします。</p> <p>報告第11号について説明をお願いいたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>議案集の30ページをお願いいたします。</p> <p>報告第11号 令和3年3月期寄附採納についてでございます。</p> <p>まず地区寄附の採納が2団体1名、3件でございますが、1件目が、上城内町の菅原菊夫様から桂林小学校へご香典返しとして10万円を御寄附いただいております。</p> <p>2件目が、池部土木株式会社様から桂林小学校へ朝日小学生新聞1年分2万1,228円相当を御寄附いただいております。同社からは平成27年から継続して御寄附をいただいているところでございます。</p> <p>3件目が、咸宜地区体育協会様から咸宜小学校へ教育環境整備のため、テント3張り、バレーボール支柱1組、バドミントン支柱3組71万円相当を御寄附いただいております。</p>

	<p>次に一般寄附の採納が3団体、1名、4件でございまして、1件目が、田島町の井上宏史様から三和小学校へ校旗一式、16万5,000円相当を御寄附いただいております。井上様は三和小学校の前校長で軽量の校旗による児童の疲労軽減を目的に、退職時の記念として御寄附をいただいたものでございます。</p> <p>2件目が下飛田小児科院長、下飛田毅様から桂林小学校へ朝日写真ニュース1年分、6万円相当を御寄附いただいております。下飛田先生には平成9年から継続して御寄附をいただいているところでございます。</p> <p>3件目が、令和2年度日田市役所退職者19名の方から、市民文化振興基金へ38万円の御寄附をいただいております。日田市役所退職者の方からは例年、市民文化振興基金に御寄附をいただいているところでございます。</p> <p>4件目が、日本マクドナルド株式会社様から、市内各小学校の新1年生へ安全笛550個、相当額は不明ではございますが、御寄附いただいております。この御寄附は、全国47都道府県の新小学1年生を対象に配布されているものでございます。</p> <p>3月につきましては以上7件、金額が48万円、物品相当額が95万6,228円、合計143万6,228円の御寄附をいただいております。報告第11号につきましては以上でございます。</p>
教 育 長	<p>報告第11号 3月期の寄附採納でございましたけども、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>それでは続きまして報告第12号について説明をお願いいたします。</p>
社会教育課長	<p>報告第12号 ワクチン接種に関する報告でございます。資料につきましては、31ページからでございます。</p> <p>複合文化施設A O S Eにつきましては、今、市のほうが進めております、新型コロナウイルスのワクチン接種の会場を選定する中で、集団接種会場と位置付けがされることとなりました。</p> <p>このA O S Eにつきましては、利用者に対する影響もございまして、現段階の予定、概況等も踏まえまして、御報告申し上げるものでございます。</p> <p>御存じのとおり日田市でも、既に医療関係者を対象とした新型コロナウイルスのワクチン接種がスタートしております。その後の高齢者から順次始まる一般の方の予防接種でございますが、各医療機関によります個別の接種が市内40か所で予定されておりますが、一方、市が設置する集団接種会場として、A O S Eが利用されることになって</p>

	<p>いるところでございます。</p> <p>連休過ぎには一般の65歳以上の高齢の方の接種が始められるという予定でございまして、それが7月まで続いて、それ以外の一般の方へと続くことになっておりまして、集団接種につきましては一応、今のところ10月までとされておりまして、これ以降につきましては、個別接種のみの対応となるということでございます。</p> <p>今申し上げましたスケジュールにつきましては、当面確保できるワクチンの量にもよりまして、供給につきましても、順次行われていくということになっておりますので、国が示すスケジュールなどに沿って接種を進めていくということでございます。</p> <p>32ページでございます。集団接種会場のA O S Eでございますけれども、今、会場準備が進められておりまして、10月末まで会場確保がされております。1階部分の多目的ホールがメインの接種会場ということで設営がされておりまして、ここにつきましては、設営の関係で24時間押さえた状態でございます。</p> <p>また、隣接する音楽室と練習室につきましては、スタッフの控室や気分の悪くなった方のための部屋となっております、この接種の時間帯が午後の昼間でございます。音楽室と練習室につきましては、この時間帯を除けば利用できるということになっております。</p> <p>そのような条件下で利用団体への影響につきましては、この②にお示ししておりますけれども、会場を変更したりとか、日程をずらしたり、キャンセルになったりということございまして、市を挙げての取組ということでございますので、どの団体等におきましても、快く御協力をいただいたところでございます。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>報告第12号 新型コロナウイルスワクチン接種会場についての報告でございます。これについて何か御質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>よろしければ、次、報告第13号について説明をお願いします。</p>
人権・部落差別 解消教育課長	<p>報告第13号 日田市人権学習共通教材「部落差別問題学習」の改訂について御説明いたします。資料別冊2において説明したいと思います。表紙をめくっていただきますと、そちらに「部落差別問題学習」の改訂についてということで概要をまとめております。</p> <p>目的としましては、小学6年生と中学1年生の『日田市人権学習共通教材』の「部落差別問題学習教材」の一部を改訂し、市内の児童生徒が、学校における人権学習において部落差別問題を正しく理解し、学ぶことで、自他の人権が守られる共生社会の形成者として必要な資質能力を培うということとしております。</p>

主な改訂点につきましてはその下の2に書いてありますように、小学校6年生では一部追加、中学校1年生資料につきましては、内容についてかなりの部分を改訂いたしました。

このことにより、3に書いてありますように児童生徒につけたい力として、知識面、価値的な面、技能的な面を培いたいと考えております。

このことは4の中に書いてありますように、小中学校の学習指導要領の「特別の教科 道徳」の中にも教材についての留意事項として次のように示されております。「人権尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を含め、児童（生徒）が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。」ということとなっております。

今回の改訂におきましては、小学校6年生の資料では、水平社創立大会当時に関わりました山田孝野次郎少年という16歳の少年の思いや願いについて、また、中学校1年生の資料では、水平社宣言に書き込まれた思いや願いについて考え、その思いや願いに共感し、差別解消への意欲を高める学習を通して、人権尊重社会の形成者を育成したいと考えております。

次のページから別冊2-1としまして、小学校6年生の人権学習の資料の改訂版を掲載しております。その4ページの下段に下線を引いた部分がございます。このように4ページ以降、下線を引いた部分が改訂部分になります。

小学校6年生では、現行の資料をこの下線部分だけ改訂した形で今回改訂を行っております。

それから、資料をめくっていただきますと、11ページの次に別冊2-2としまして、「生きるということ」という、表題がついた資料がございます。これが中学校1年生の人権学習資料でございます。これにつきましては、4ページ以降、同じように下線を引いております。この部分が改訂する箇所でございます。

なお、5ページ以降かなりの部分に下線があります。小学校6年生、中学校1年生と連続して学習を行う中で、中学校におきましては歴史的な事実を提示し学習していきます。その中で、10ページにあります水平社宣言ですが、これは原文ではございません。原文が非常に難しいため、意識文を当課で作成しました。この意識文の中に書かれている思いや願いを、中学校1年生の子どもたちがつかみ取り、今後の人権尊重の精神を養っていくという形で作り上げたものでございます。

以上、12ページまで下線部分を改訂する形で、今回の改訂を行うものでございます。以上でございます。

<p>教 育 長</p>	<p>報告第13号 日田市人権学習共通教材「部落差別問題学習」の改訂ということで説明がありました。これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>中学生のほうで改訂した部分が非常に多いということですね。</p>
<p>人権・部落差別 解消教育課長</p>	<p>はい、そのとおりでございます。</p> <p>今までは山田孝野次郎少年の訴えの姿を小学校6年生、中学校1年生と同じような形で掲載しておりました。その部分を、小学校6年生では山田孝野次郎少年に焦点を当てたもの、そして中学校1年では、水平社宣言という宣言文に焦点を当てたものに、少し焦点を変えながら学習を行うように改訂したものでございます。</p> <p>ただし、人権や差別等について再度認識する必要があるため、中学校1年の資料で冒頭に資料として組み込みました。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>委員方から何かございませんでしょうか。</p> <p>しっかりと人権学習をこの資料を使って市内の小中学生に指導していただければと思っております。</p> <p>それでは報告は以上でございます。</p> <p>その他について事務局からお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは次回の定例教育委員会の日程についてでございます。5月期の定例教育委員会は、5月31日月曜日13時半から勉強会、15時から定例教育委員会をお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>5月期の定例教育委員会は5月31日月曜日13時半から勉強会、15時から定例教育委員会ということで、この日程でよろしいでしょうか。それではそのようにお願いいたします。</p> <p>その他、何かございますか。なければ以上をもちまして4月の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後3時46分</p>